

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会審査日程

日 時 平成31年3月7日(木)
 総務文教常任委員会終了後
 場 所 第2委員会室

日 時 平成31年3月8日(金)
 午前9時
 場 所 第1委員会室

1 議案第46号 平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算(第10回)について

財政課、人事課、社会教育課

(1) 歳入に係る説明

○ 18-1-1 財政課

(2) 歳出に係る説明(特定財源を含む)

○ 2-1-1、10-1-2 人事課(歳入20-4-2)

(3) 繰越明許費に係る説明 社会教育課

(4) 歳入、歳出、繰越明許費に係る質疑

2 議案第12号 平成31年度山陽小野田市一般会計予算について

審査番号	項目	ページ	審査事業	担当部・課	
①	1 款 議会費	68-71		議会事務局	
	9 款 消防費	248-251		消防課	
②	2 款 総務費 1 項 1 目～10 目 ※2-1-1 は空家等対策業務を除く、 2-1-5 は広聴業務を除く	72-91	6 8	7 17	総務部・企画部 地域振興部の該当 課、山陽総合事務 所、出納室
③	2 款 総務費 1 項 12、14、15、 18、22～30 目、3 項 1 目 (本庁舎耐震改修事業) ※2-3-1 は旅券発給業務のみ	92-99 102-115 118-121	1 3 5 16	2 4 15	公平委員会事務局 総務課、税務課、 監理室、地域振興 部、山陽総合事務 所
	7 款 商工費 1 項 4 目	220-223	9		
④	2 款 総務費 2 項、4 項～6 項	114-119 122-131			税務課、選挙管理 委員会、総務課、監 査委員会事務局

⑤	10 款 教育費 4 項、5 項 ※10-4-1 は 20 節扶助費を除く	268-289		埴生幼稚園、社会教育課、中央図書館、厚狭図書館、歴史民俗資料館	
⑥	10 款 教育費 ⑤以外	250-267 288-295	10 12 14	11 13	教育総務課、学校教育課、社会教育課
⑦	12 款 公債費	294-295			財政課
	13 款 予備費	296-297			財政課
⑧	歳入【総務文教常任委員会所管部分】				関係課
	1 款～11 款	20-29			
	14 款 1 項 1、8、9 目、2 項 1 目	30-35			
	15 款 2 項 1、5 目、3 項 1 目	38-43			
	16 款 2 項 1、7、8 目、3 項 1、6 目	44-45 48-51			
	17 款、18 款	52-53			
	19 款 1 項 1～3、5、9、10 目	52-55			
	20 款	56-57			
	21 款 1 項、2 項、4 項 1 目、2 目 1、2、9、10 節	56-61 64-65			
22 款 1 項 1、6、7 目	64-67				

※1 審査は審査番号ごとに職員を入れ替えながら行います。

※2 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。
ただし、**審査番号⑤は3月8日（金）午前9時から、⑧は同日午後1時から**開始予定です。

※3 審査の方法は、審査番号ごとに次の順序で行います。

- (1) 審査対象事業の説明及び質疑（複数ある場合は、1事業ごとに行う）
- (2) 上記以外の部分の質疑

※4 項目の中の括弧書きは、第2表債務負担行為に掲げる事業です。

（平成31年度予算審査終了後）

3 議案第47号 平成31年度山陽小野田市一般会計補正予算（第1回）について

企画政策課

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 2-1-31 企画政策課（歳入 15-2-1、21-4-2）

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

- 消費税・地方消費税の10%への引上げが**低所得者・子育て世帯（0～2歳児）**の消費に与える影響を緩和するとともに、**地域における消費を喚起・下支え**することを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を**国が全額補助**。

1. 購入対象者

- (1) **2019年度住民税非課税者（課税基準日2019.1.1）** ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
- (2) **3歳未満の子が属する世帯の世帯主（商品券使用開始目標日<10/1>にできる限り近い基準日（6/1を想定））**

2. 制度概要

- **購入限度額**：①上記1.（1）の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）
②上記1.（2）の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）×3歳未満の子の数
※低所得者に配慮した分割販売を実施（5千円単位）
- **割引率**：20%（プレミアム補助額：5千円）
- **使用可能期間**：2019.10～2020.3までの間で市区町村の定める期間（**市区町村には2019.10.1使用開始を目標とするよう要請**）
- **取扱事業者**：**市区町村内の店舗を幅広く対象として公募**（ただし、市区町村が、社会通念上、不適切と判断する商品等の除外は可。）等

<適切な事業執行に向けた市区町村への要請事項>

- ・ 商品券の1枚あたり額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすること（例：500円）。
- ・ 商品券購入者等に対し、第三者への転売、譲渡は行わないで頂きたい旨の周知を行うこと。 等

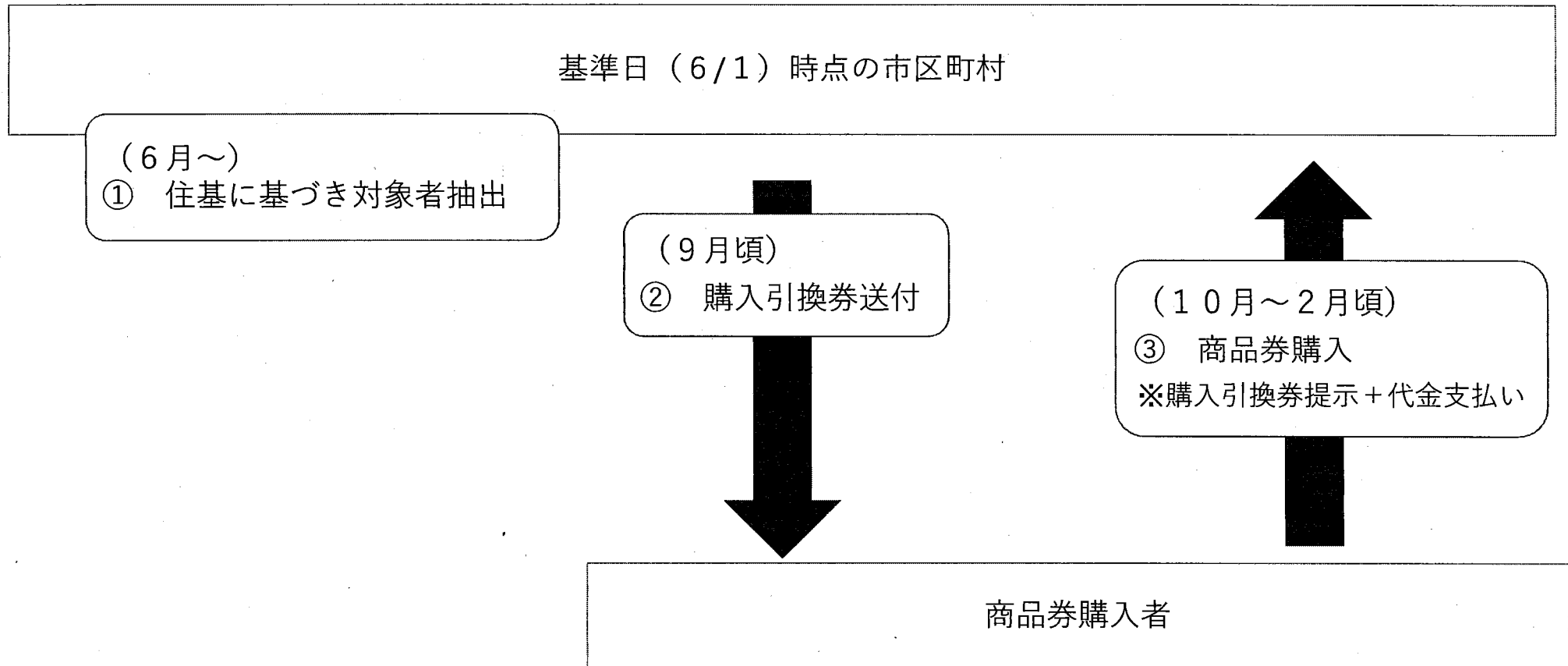
上記制度概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など自治体が最も適切と考える実施方法を認め、自治体における迅速・円滑かつ効果的な事業執行を後押し。

3. 予算

- **31年度予算（案）**： **1,723億円** ※30年度2次補正予算に96億円を別途計上

購入手続き（3歳未満児子育て世帯主分）

※基準日を除く表中の時期は例示。

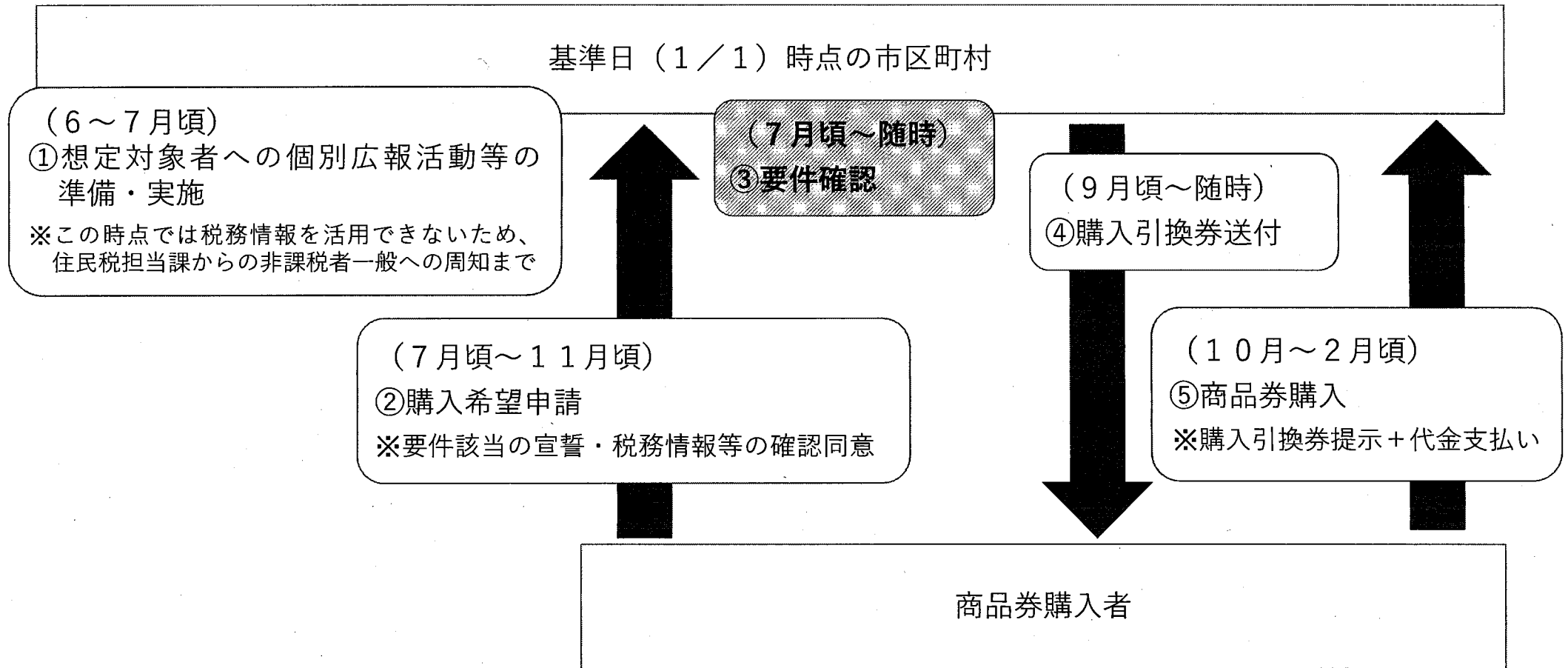


基準日以降転出者（3歳未満児子育て世帯主）に係る購入手続き

6/1時点住所地市町村が上記②の購入引換券を6/1以降転出者に送付。

当該転出者が、現住所地市町村の商品券の購入を希望する場合には、6/1時点住所地市町村の購入引換券を現住所地市町村の購入引換券と交換した上で購入。

購入手続き（非課税者分） ※基準日を除く表中の時期は例示。



< 「③要件確認」の方法 >

- ・ 原則として、購入申請書に記載された「要件該当の宣誓」に基づき確認（宣誓に署名がないものは不可）。
- ・ ただし、税務情報（課税・非課税、配偶者控除・扶養控除等適用状況）、住基情報（課税者と同一世帯）により、事実でないと考えられる宣誓を除外（除外後、本人から宣誓を証明する資料（戸籍・健康保険証等）が提出された場合は改めて対象に）。

国補助分 ○○市(町村)プレミアム付商品券購入引換券 再発行不可

○○市(町村)自治体
公印刷込

購入者氏名

購入者住所

購入単位 4000円 (商品券使用可能額 5000円)

購入回数 5回 ※一度の購入で複数回分購入可能

市町村の公印管理規程
等に基づき、適宜定めて
いただいて差し支えない。

(購入時の注意事項)

この購入引換券は、再発行できませんので、大切に保管してください。
身分証明書(免許証、健康保険証、社員証、学生証等)、郵便物など商品券購入窓口来訪者の氏名・住所を確認できるものをお持ちください。
また、ご家族が同一世帯の他のご家族の購入引換券により商品券を購入することができます。その際には商品券購入窓口で、ご家族との続柄を申し出てください。代理人・使者等が商品券を購入することもできます。この場合は、被代理人等の購入引換券を提示の上、被代理人等との関係を申し出てください。なお、例えば、代理人等が複数枚以上の購入引換券を持ち込まれた場合には、代理関係等を示す資料の提示、被代理人等への電話確認などにより代理関係等を詳しく確認させていただく場合があります。
商品券購入の際は、お釣りの出ないようご準備ください。

(市(町村)域外転出者の方へ)

本購入引換券は、以下の購入確認欄の未押印欄数に応じ、お住まいの市町村のプレミアム付商品券購入引換券と交換できます(例えば、転出前に確認印が2つ押されていた場合には、転入先では同じく確認印が2つ押された転入先の購入引換券と交換できます。この場合、転入先では購入単位3つ分、商品券が購入可能です。)。また、交換時の注意事項は上の「購入時の注意事項」と同様です。

【購入確認欄】 国の定める方法以外の方法による購入確認欄の訂正は無効です。

--	--	--	--	--

※ 購入引換券交付後、購入対象者要件に該当しないことが明らかとなった場合には、本購入引換券を返還いただきます。

(○○市(町村)使用欄)

市区町村における標準的作業のイメージ

資料5

(2月頃) 自治体内部の事務局体制の構築

2018年度中の自治体準備経費 ⇒ 自治体の2018年度の補正予算に計上(国補正予算活用)。残額があれば繰越。

2019年度中の自治体準備経費、プレミアム分の補助費 ⇒ 自治体の2019年度の当初予算又は補正に計上(国当初予算活用)。

(2月～夏頃)

事務作業補助を委託する事業者等の選定・調整、対象者リスト作成・管理システムの構築、商品券利用可能店舗の公募、商品券の販売方法・販売期間等の検討、購入希望申請書・購入引換券・商品券作成、換金事務に係る金融機関等との調整 等

(6月頃) 住民税非課税者(課税基準日: 1/1)に購入希望申請を促すための個別広報活動の準備

6/1時点住基台帳から三歳未満子育て世帯主の抽出

(7月～8月頃)

非課税者分の個別広報活動実施、購入希望申請受付 → 届き次第、順次審査 ※申請受付は11月頃まで実施。

購入引換券の作成、送付準備

(9月頃～) 購入引換券発送開始 ※非課税者分は審査終了したものから順次発送、子育て世帯主分は審査がないため一斉送付を想定

(10月～2月頃) 購入引換券を提示し商品券販売(分割販売) ※販売開始は、利用開始よりもやや早めとすることもありうる。

(10月～3月頃) 商品券の利用・換金処理

※ 3月末までに当年度に係る事業費・事務費について国庫補助申請。換金処理が3月末を越える場合は繰越を想定。

学校司書兼務校配置組み合わせ(案)

<平成32年度(案)>

	教員数 (本務者)	普通学級	特支学級	児童生徒数	教員数 (本務者)	普通 特支 学級数		児童生徒数	2館兼務
高千帆小	32	18	4	604	44	24	6	760	○
有帆小	12	6	2	156					
計	44	24	6	760		30			
高千帆中	38	15	4	500	57	26	7	746	○
高泊小	19	11	3	246					
計	57	26	7	746		33			
須恵小	28	17	4	463	42	23	7	638	○
本山小	14	6	3	175					
計	42	23	7	638		30			
竜王中	18	8	1	221	36	19	3	482	○
赤崎小	18	11	2	261					
計	36	19	3	482		22			
厚狭小	33	20	2	603	40	24	2	644	○
津布田小	7	4	0	41					
計	40	24	2	644		26			
厚狭中	27	12	3	365	39	18	5	498	○
出合小	12	6	2	133					
計	39	18	5	498		23			
厚陽小・中	20	9	4	115	44	20	8	390	○
埴生小・中	24	11	4	275					
計	44	20	8	390		28			
小野田中	28	11	2	353	50	23	5	690	○
小野田小	22	12	3	337					
計	50	23	5	690		28			

<平成31年度(案)>

	教員数 (本務者)	普通学級	特支学級	児童生徒数	教員数 (本務者)	普通 特支 学級数		児童生徒数	2館兼務
高千帆小	32	18	4	604	44	24	6	760	○
有帆小	12	6	2	156					
計	44	24	6	760		30			
高千帆中	38	15	4	500	57	26	7	746	○
高泊小	19	11	3	246					
計	57	26	7	746		33			
須恵小	28	17	4	463	28	17	4	463	
本山小	14	6	3	175	14	6	3	175	
竜王中	18	8	1	221	18	8	1	221	
赤崎小	18	11	2	261	18	11	2	261	
厚狭小	33	20	2	603	40	24	2	644	○
津布田小	7	4	0	41					
計	40	24	2	644		26			
出合小	12	6	2	133	12	6	2	133	
厚狭中	27	12	3	365	47	21	7	480	○
厚陽小・中	20	9	4	115					
計	47	21	7	480		28			
埴生小	13	7	3	172	24	11	4	275	○
埴生中	11	4	1	103					
計	24	11	4	275		15			
小野田中	28	11	2	353	50	23	5	690	○
小野田小	22	12	3	337					
計	50	23	5	690		28			

※教員数(本務者)は、学校基本調査「教員数」から休職者等を引いたもの

■平成31年度一般会計当初予算【歳入：市税関係】説明資料

(単位：千円)

款・項・目・節	平成31年度		平成30年度		比較 増減額	摘 要
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)		
1 市税	9,968,678	100.00	9,807,561	100.00	161,117	
1 市民税	3,720,896	37.33	3,726,557	38.00	▲ 5,661	
1 個人	2,693,902	27.02	2,787,159	28.42	▲ 93,257	
1 現年課税分	2,664,929	26.73	2,754,030	28.08	▲ 89,101	
個人均等割	107,467	1.08	106,536	1.09	931	
個人所得割	2,557,462	25.65	2,647,494	26.99	▲ 90,032	税制改正に伴う配偶者控除額変更等の影響
2 滞納繰越分	28,973	0.29	33,129	0.34	▲ 4,156	
2 法人	1,026,994	10.30	939,398	9.58	87,596	
1 現年課税分	1,025,919	10.29	938,245	9.57	87,674	
法人均等割	181,818	1.82	181,090	1.85	728	
法人税割	844,101	8.47	757,155	7.72	86,946	景気の緩やかな回復
2 滞納繰越分	1,075	0.01	1,153	0.01	▲ 78	
2 固定資産税	5,080,843	50.97	4,930,706	50.27	150,137	
1 固定資産税	5,055,913	50.72	4,905,373	50.02	150,540	
1 現年課税分	5,035,444	50.51	4,868,687	49.64	166,757	
土地	1,096,072	11.00	1,105,569	11.27	▲ 9,497	地価の下落修正等の影響
家屋	1,747,491	17.53	1,611,021	16.43	136,470	新増築増加、新築特例軽減の影響
償却資産	2,191,881	21.99	2,152,097	21.94	39,784	設備投資の増加
2 滞納繰越分	20,469	0.21	36,686	0.37	▲ 16,217	
2 国有資産等所在市町村交付金	24,930	0.25	25,333	0.26	▲ 403	
1 現年課税分	24,930	0.25	25,333	0.26	▲ 403	
3 軽自動車税	186,005	1.87	175,286	1.79	10,719	
1 軽自動車税	183,893	1.85	175,286	1.79	8,607	
1 現年課税分	180,937	1.82	173,365	1.77	7,572	
原動機付自転車	4,927	0.05	5,080	0.05	▲ 153	
軽自動車	169,148	1.70	161,350	1.65	7,798	
小型特殊自動車	2,943	0.03	3,008	0.03	▲ 65	
二輪小型自動車	3,919	0.04	3,927	0.04	▲ 8	
2 滞納繰越分	2,956	0.03	1,921	0.02	1,035	
2 環境性能割	2,112	0.02			2,112	H31.10月から適用
4 市たばこ税	430,961	4.32	445,856	4.55	▲ 14,895	
1 市たばこ税	430,961	4.32	445,856	4.55	▲ 14,895	
1 現年課税分	430,961	4.32	445,856	4.55	▲ 14,895	
旧三級品以外	419,161	4.20	431,183	4.40	▲ 12,022	消費の減少と加熱式たばこの税率見直しの影響
旧三級品	11,800	0.12	14,673	0.15	▲ 2,873	消費の減少
5 入湯税	7,259	0.07	6,346	0.06	913	
1 入湯税	7,259	0.07	6,346	0.06	913	
1 現年課税分	7,259	0.07	6,346	0.06	913	
6 都市計画税	542,714	5.44	522,810	5.33	19,904	
1 都市計画税	542,714	5.44	522,810	5.33	19,904	
1 現年課税分	539,443	5.41	516,952	5.27	22,491	
土地	230,732	2.31	232,382	2.37	▲ 1,650	地価の下落修正等の影響
家屋	308,711	3.10	284,570	2.90	24,141	
2 滞納繰越分	3,271	0.03	5,858	0.06	▲ 2,587	